

慶應義塾知的財産ポリシー

1 制定の目的

慶應義塾は、教育・研究・医療に関わる機関として、慶應義塾において創造された知的財産権（以下、「知財」と言う。）等の活用を以て社会に貢献するために、その組織的な基盤整備を目的として、先に制定した「慶應義塾産官学連携ポリシー」のもと、「慶應義塾知的財産ポリシー」を定めます。

福澤諭吉は、『西洋事情外編』において、「世に新發明の事あれば之に由て人間の洪益を成すこと擧て云ふ可らず。故に有益の物を發明したる者へは、官府より國法を以て若干の時限を定め、其時限の間は發明に由て得る所の利潤を、獨り其發明家に付與して、以て人心を鼓舞するの一助と爲せり。之を發明の免許（パテント）と名づく。」とし、日本に初めて特許制度を紹介しました。

慶應義塾は、福澤諭吉の実学の精神を受け継ぎ、慶應義塾において創造された知財等を効果的、効率的、合理的に活用することによって、教育・研究・医療の進展、経済社会の活力の増進および豊かな文化の創造に寄与していきます。

2 対象とする知財等

本ポリシーは、慶應義塾で創造された特許権ならびに、研究成果有体物およびプログラムやデータベース等の著作権を対象とします。

3 基本方針

① 知財等の活用

慶應義塾は、慶應義塾において創造された知財等を活用することにより、経済社会の活力の増進および豊かな文化の創造に寄与することを目指します。また、知財等のライセンスや権利譲渡等による技術移転活動のほか、知財等を元にしたその他の研究活動、たとえば、共同研究、受託研究およびコンソーシアム構築等に向けた活動も積極的に推進します。

② 権利の帰属

知的財産権制度とは、知的創造活動によって生み出されたものを、創作した人の財産として保護するための制度です。したがって、慶應義塾の教職員等がなした発明等にかかる特許等を受ける権利は、原則として、発明者個人に帰属します。また、慶應義塾は、当該の特許等を受ける権利を発明者個人から譲り受け、慶應義塾あるいは企業等がその発明等を活用できるようにします。

ただし、別に定める「国または慶應義塾から特定の研究費を得て行った研究」および契約において「知財権等の帰属を慶應義塾と定めた企業等との研究」から創造された発明等にかかる特許等を受ける権利は、原則として、慶應義塾に帰属するものとします。

③ 慶應義塾への権利の承継

発明者個人に帰属する特許等を受ける権利を、慶應義塾が承継すべきかどうかを判断するにあたっては、新規性・進歩性・市場性に加え、慶應義塾内外における、さらなる高次の研究ならびに技術開発に貢献しうるかどうかを考慮し、「知的資産実行会議」にて総合的に判断するものとします。

④ 慶應義塾ならびに企業等への権利の譲渡と特許等の出願

慶應義塾は、慶應義塾と企業等との共同研究および受託研究等による発明等にかかる特許等を受ける権

利について、その権利者が誰であるかによらず、その発明者が創造的研究活動を遂行できるように努めるものとします。

(ア) 慶應義塾による単独出願

慶應義塾は、当該権利のうち、真に創造的で他に類をみない学術的価値を有し、かつ、産業財産権としての将来価値が見込まれると判断するものについては、これを譲り受け、原則として、単独で特許を出願します。また、かかる特許権については、試験や研究以外の目的での自己実施の可能性を考慮します。

(イ) 企業等との共同出願

前項(ア)を除く当該権利のうち、その活用により、企業等との新たな共同研究、受託研究、およびコンソーシアムの構築等、研究上の発展性が見込まれると判断するものについては、慶應義塾はこれを譲り受け、企業等と共同で特許を出願する可能性を考慮します。

(ウ) 企業等による単独出願

当該権利のうち、これを特許化し企業等が実施主体となることにより、産業財産権としてより高い将来価値が見込まれると判断した場合、慶應義塾は、原則として当該権利の譲渡を受けず、企業等が単独で特許を出願するものとします。ただし、その場合、その特許の実施により企業等が受ける利益の一部が慶應義塾に還元されることを明確に定めることとします。

2013年4月1日
慶 應 義 塾 長